平成２８年（フ）第５５３号
京都市右京区西院松井町16番地
債務者　山本　さだ
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　Ｂ３棟１号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２号
熊本県荒尾市緑ケ丘５丁目４番地４
債務者　川下　　努
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１３号
熊本県玉名郡南関町大字関町174番地６
債務者　橋本　晃史
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第９号
三重県松阪市駅部田町271番地５　クレイン203
債務者　寺脇富次夫
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３９号
三重県松阪市下村町1057番地18、前住所三重県松阪市下村町601番地９
債務者　伊藤　宏美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第２２号
石川県七尾市能登島半浦町６部11番地１、住民票上の住所石川県七尾市池崎町子部34番地
債務者　宮川　　登
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第６６６号
さいたま市中央区大戸５丁目22番９号　セフィラ北浦和102
債務者　宮澤　　保
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６７号
さいたま市中央区大戸５丁目22番９号　セフィラ北浦和102
債務者　宮澤　智子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６８号
さいたま市中央区大戸４丁目20番14―101号
債務者　宮澤　　修
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６９号
さいたま市中央区大戸６丁目８番16号　エスポワール南与野103号
債務者　宮澤　孝二
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４１号
茨城県ひたちなか市峰後８番地16　プレミールＡ棟101号、住民票上の住所茨城県那珂郡東海村大字村松1271番地７
債務者　渡邉　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
長野県岡谷市長地出早２丁目14番10号　市住富士見ケ丘819号
債務者　島田　香澄
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２１号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1453番地１　港ヶ丘荘８号室
債務者　新井由加利
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第２３号
三重県南牟婁郡紀宝町井田1073番地11
債務者　井谷　真琴
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第２１９号
兵庫県姫路市城北本町10番21―207号　セントポーリア、従前の住所東京都中野区大和町３丁目39番８号（110）
債務者　米澤　千春
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７８号
広島市安芸区中野５丁目12番43―3103号
債務者　竹前　榮一
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部